



静岡市クリエイター支援センター 入居者募集

静岡市クリエイター支援センター 入居者募集要項

【1】施設所在地及び建物の概要

(1)所在地：静岡市葵区追手町4番16号

アクセス：静鉄電車 新静岡駅から徒歩2分
JR静岡駅から徒歩10分

(2)建物の概要：鉄骨鉄筋コンクリート造、3階建て(昭和61年建築)

この建物は、平成19年3月まで市立青葉小学校として利用され、静岡市クリエイター支援センター(以下「センター」という。)開設のため改装されたものです。

【2】募集入居部屋数

クリエイター育成室(以下「育成室」という。):3室

育成室は、旧教室をパーティションで半分に分割して整備しました。

【3】育成室について

(1)面積：約28㎡/室

(2)設備：●完全個室の事務所ですが、機器の保守点検等にはご協力をいただきます。

- 24時間利用可能です。
- 電源コンセントは各部屋に設置してあります。(電気容量:最大15A)
- 電話、インターネットの取込口は各部屋に設置してありますので、回線との接続は各自ご自分で行ってください。
- 各室とも機械警備が完備しています。(入居時にセキュリティカードを配布します。)
- 個別空調を完備しています。
- 火気の使用はできません。

【4】入居者の利用料金

(1)育成室使用料(家賃)：月額30,000円(各部屋一律)

(2)駐 車 場：月額9,000円(希望者に対して、各室1区画まで貸出。)

(3)そ の 他：各室の電気料金(使用量により、毎月、事務局が請求いたします。)

【5】入居資格

●クリエイターとして事業を行う者もしくは創業を目指す者。

※クリエイターとは、当CCCが定義するコンテンツビジネスをベースにしたクリエイティブ産業(広告、建築、芸術、ゲーム、伝統工芸、デザイン、ファッション、映画・ビデオ、音楽、出版、ソフトウェア、テレビ・ラジオ、漫画、アニメーション、社会デザインなど)に従事する者。

- ビジネスを拡大する意欲が高く、創業のための支援が必要と認められること
- 住民税・事業税等の滞納をしていないこと

【6】入居期間

●原則、一年です。

ただし、審査により更新が可能です。(最長3年間まで入居が認められます。)

【7】施設利用条件

- 育成室を創業の準備、創造的な事業活動として利用すること。
- センターで実施する事業に積極的に協力すること。
- 騒音、振動、悪臭などを発生させないこと。
- 各年度終了後、指定管理者に対して事業報告書を提出するとともに、施設の利用終了後3年間についても、市もしくは指定管理者の求めに応じて、事業報告書を提出すること。

[8] 卒業・退去条件

入居期間中であっても次の事由に該当する場合は、入居審査会の審査を経て卒業又は退去していただくことがあります。

- 事業が安定し、支援の必要がないと認められるとき
- 営業成績が著しく悪化し、コーディネーターほか経営支援の専門家等が指導を行っても事業成績が改善しないと認められるとき
- 入居申し込み時に提出した事業計画を実施せず、かつコーディネーター等の指導があっても改善が見られないとき
- 施設や設備を無断で第三者に転貸したり、私物化したとき
- センターで実施する事業への参加・協力が見られないとき
- 年1回の事業報告を提出しないとき

[9] 入居取消条件

次の事由に該当する場合は、育成室の入居を取り消します。

- 公序良俗に反する行為を行ったと認められるとき
- 故意に、センターの施設又は設備を損傷させたとき
- 入居者(従業員を含む。)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行う団体に所属していると認められたとき
- 偽りその他不正な手段により使用許可を得たことが判明したとき
- 正当な理由なく、使用料及び共益費を滞納したとき
- センターの指定管理者の指導に従わないとき
- 条例、規則の規定に違反したとき

[10] 応募期間

- 随時
- メール申請の場合の、添付ファイルのデータ量は3MBまでです。
- 郵送、持参、メール先は、次ページ【17 応募先・問合せ先】のとおりです。
- 持参の場合は、平日の午前9:00から午後8時までに、応募先(静岡市クリエイター支援センター)に提出してください。

[11] 施設の内覧会

- 随時
- 申込み方法: 希望の方は、info@c-c-c.or.jp まで住所、氏名、電話番号を記入のうえ申し込みを行ってください。

[12] 入居審査

- (1) 一次審査: ● 書面審査。
申請後、1ヶ月以内に審査結果をメールにてご連絡いたします。
- (2) 二次審査: ● 1次審査通過者に対して、面接審査を行います。
 - 審査日は、事務局よりメールにてご連絡いたします。
 - 審査結果をメールにてご連絡いたします。あわせて、合格者に利用許可書を郵送します。
- (3) 審査基準: ● ビジネスを拡大する意欲が高い方
 - ビジョン、コンセプトが明確であること
 - 確かな実績を持ち、事業に具体性があること
 - 将来性が高いと認められること
 - 独創性が高い事業や活動を行っていることと認められること
 - 地域の企業等と連携する意欲が高いこと
 - 本施設の利用終了後、静岡市内において事業を継続する意思を有すること

[13] 使用室の決定

原則、抽選により行います。

[14] 利用可能な施設・設備

入居者が育成室・駐車場以外に利用可能な施設は、次のとおりです。

- (1) 商談室: ● 面積 約55㎡
 - 相談コーナー3区画。共同利用
 - 無線LAN(無料。パスワードは事務局が付与します。)を完備しています。
- (2) 休憩室: ● 面積 約96㎡
 - 自動販売機3台。共同利用
 - 無線LAN(無料。パスワードは事務局が付与します。)を完備しています。

- (3)印刷 室：●共用のコピー・プリンター複合機(有料)を備えています。
- (4)ギャラリー：●指定管理者のキュレーターの企画により、入居者作品の展覧会等を開催します。
- (5)有料施設・設備：●ハイビジョン映像編集室、展示コーナー(1、2)、プレゼンテーションルーム、
研修室(1、2)、ハイビジョンカメラ(大、小)、三脚、モニター、音声機材、照明機材など
- (6)自転車置き場：●西側入口付近に設置しています。
- (7)ト イ レ：●共有です。

【15】入居者に対する支援サービス

- (1)入居者育成：
コンテンツ産業に精通したコーディネーターが、事業化、マーケティング、技術等に関する指導を行います。
- (2)発表支援：
ギャラリーやプレゼンテーションルームにおいて、入居者の作品の展覧会やプレゼンテーション会を開催します。
- (3)セミナー、ワークショップ、研修会の開催：
世界で活躍するクリエイター等を講師に招き、セミナー、ワークショップ、研修会を開催します。
- (4)クリエイター相互、クリエイターと他の事業者との交流
●グローバルなネットワークづくりを支援するため、セミナー等で来静したクリエイターと入居者との交流会を開催します。
●ビジネスマッチング機会を提供するため、入居者と地域のコンテンツ事業者や地域産業との交流会を開催します。

【16】提出書類・添付書類

申込書類は以下よりダウンロードまたは、静岡市クリエイター支援センターで配布しています。

- (1)申込書類：●「**静岡市クリエイター支援センター利用許可申請書**」1通 (Wordファイル ※記入例は次頁をご覧ください。)
 - 「**事業計画書**」1通 (Wordファイル)
 - 「**入居申込経歴書**」1通 (Wordファイル)
- (2)添付書類：●「納税証明書(法人の場合は法人事業税、個人の場合は住民税)」1通
 - 「直近の決算書(法人のみ)」1通
 - 作品(ポートフォリオ)(メール添付の場合は2MB程度)

以上の書類を、郵送またはEメールにて info@c-c-c.or.jp までお送りください。

書類は上記の各テキストリンクまたは、[こちら\(応募用紙一括ダウンロード ※zip圧縮ファイル\)](#)よりダウンロードしていただけます。

メールでのお申込の場合、納税証明書はご自身にてスキャンした画像を添付してください。1次審査通過後、本紙を2次審査の際、持参していただけます。

【17】応募先・問合せ先

静岡市クリエイター支援センター〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町4番16号
Eメール:info@c-c-c.or.jp TEL 054-205-4750 / FAX 054-293-4332



センターのホームページでは、入居募集の案内及び施設の概要、施設の条例などをご覧いただけます。

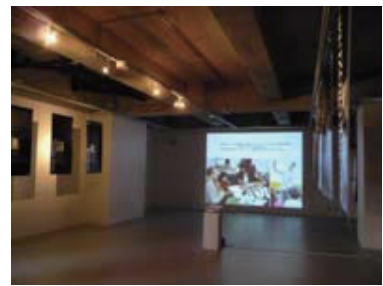
<http://www.c-c-c.or.jp>



外観



クリエイター育成室



ギャラリー

申請書記入例

下記の赤字の項目にご記入ください。※グレーで塗られている項目は入力不要です。

様式第1号(第2条関係)

		許可番号				
静岡市クリエイター支援センター利用許可申請書 平成19年 11月 1日						
(あて先)指定管理者 名称： 株式会社クリエイティブ・シズオカ 代表者氏名： 静岡 太郎 申請者 住所： 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 氏名： 代表取締役 静岡 太郎						
静岡市クリエイター支援センター条例第8条第1項の規定により静岡市クリエイター支援センターの利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。						
利用責任者	住所	静岡市葵区〇〇町1-23				
	氏名	静岡太郎	電話	012-345-567		
利用日 又は 利用期間	平成20年 1月 4日(金曜日)から 平成20年 12月 1日(月曜日)まで					
利用施設 利用室名	利用時間	利用 予定 人員	施設使用料	特殊機器等		使用料計
				名称	数量×使 用 単 位 使用料	
クリエイター育成室	時 分から 時 分まで	3人				
指定駐車場	時 分から 時 分まで	1区画				
	時 分から 時 分まで					
合 計						
利用目的及 び利用内容	クリエイター育成室入居のため			領 収 年 月 日		
備 考						

(注)

1. 太線内を記入してください。
2. 申請者の押印は、第1研修室、第2研修室、プレゼンテーションルーム、第1展示コーナー、第2展示コーナー又は映像編集室の利用の申請をする場合は、不要です。
3. 利用予定人員の欄は、第1研修室、第2研修室又はプレゼンテーションルームの利用の申請をする場合に記入してください。